

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	内閣府
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	認定NPO法人のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>NPO法人が、個人等からの寄附が優遇される認定NPO法人として認定されるためには、広く市民からの支援を受けているかどうか、NPO法に定めるPST基準に照らして判断される。具体的には、収入全体に占める寄附金の割合（PST）が20%以上であることが必要。また、認定NPO法人はPST20%以上を維持する必要。休眠預金等活用制度の下で、資金分配団体又は実行団体として、NPO法人が休眠預金等からの助成金を受け、民間の公益的な活動を担うことが想定される。PSTの算定にあたって、休眠預金等からの助成金を経常収入（相対値基準の分母）とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。また、運用上、NPO法人が民間の助成財団等から助成金を受けた場合、一定の場合に「寄附金」として扱われているが、休眠預金等からの助成金を「寄附金」として寄附金等収入（相対値基準の分子）とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。</p>		
〔関係条文〕	〔 特定非営利活動促進法第45条 〕		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>NPO法人が、個人等からの寄附が優遇される認定NPO法人として認定されるためには、広く市民からの支援を受けているかどうか、NPO法に定めるPST基準に照らして判断される。具体的には、収入全体に占める寄附金の割合（PST）が20%以上であることが必要。また、認定NPO法人はPST20%以上を維持する必要。休眠預金等活用制度の下で、資金分配団体又は実行団体として、NPO法人が休眠預金等からの助成金を受け、民間の公益的な活動を担うことが想定される。PSTの算定にあたって、休眠預金等からの助成金を経常収入（相対値基準の分母）とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。また、運用上、NPO法人が民間の助成財団等から助成金を受けた場合、一定の場合に「寄附金」として扱われているが、休眠預金等からの助成金を「寄附金」として寄附金等収入（相対値基準の分子）とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
	ページ	9 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2019 について」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) 第 2 章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 7 . 安全で安心な暮らしの実現 (4)暮らしの安全・安心 共助・共生社会づくり (S D G s 実現に向けた社会的ファイナンスの促進等による共助社会づくり) S D G s 実現を含む社会的課題の解決に寄与する公益活動に民間の資金、人材を広く呼び込むよう、社会的ファイナンスの活用を促進する。 このため、休眠預金等活用制度に基づき民間公益活動を支援する取組が 2019 年度中に始まることに伴い、その着実な進展を図る。情報発信を強化し、同制度への幅広い理解を促す。また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進を図るとともに、地域の社会的課題に民間の立場から取り組む社会的事業の創出環境の整備を進める。 特定非営利活動促進法が施行され 20 年を経たことに伴う課題を踏まえ、N P O 法人の活動の活性化に向けた環境整備を図るとともに、寄附の促進に向けた取組を進めるほか、ボランティア参加者の拡大や官民連携による協働(コレクティブインパクト)の促進等による多様な担い手の参画を促進し、これらを通じ、共助社会の実現を図る。</p> <p>政策評価体系における本措置の位置づけ (政策 3 - 施策) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用</p>
	政策の達成目標	認定 N P O 法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いる P S T 算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	認定 N P O 法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いる P S T 算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	認定 N P O 法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いる P S T 算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-